

しょう しゃけいかく
障がい者計画における

かくきほんしさく げんじょうにんしき
各基本施策ごとの現状認識

さっぽろし ほけんふくし きょくしょう ほけんふくし ぶしょう ふくしか
札幌市保健福祉局 障がい保健福祉部 障がい福祉課

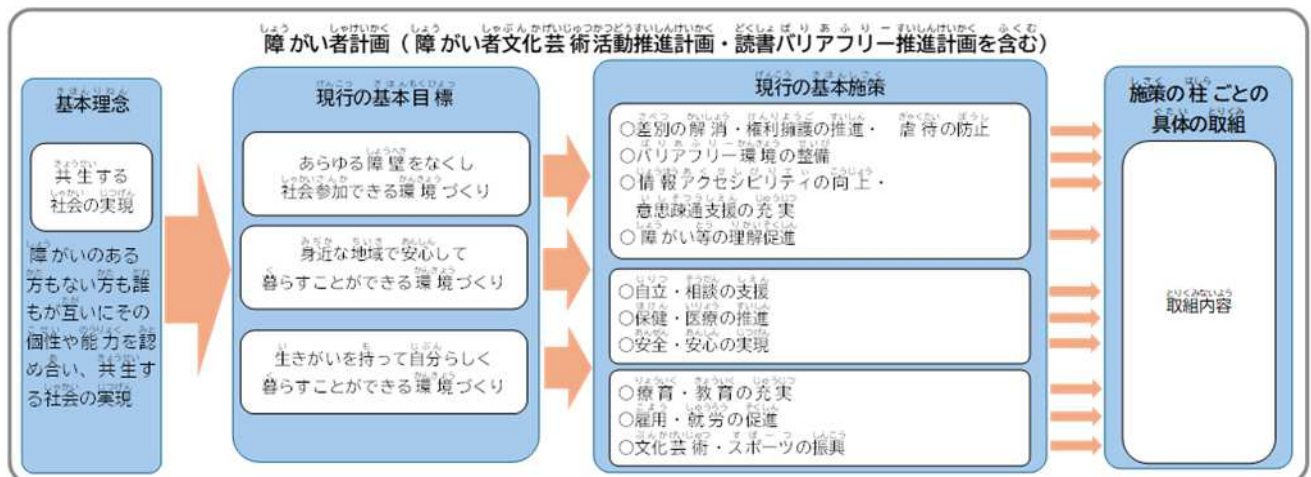
障がい者計画における 各基本施策ごとの現状認識

札幌市障がい者計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画であり、札幌市における障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本施策に応じて、施策の柱ごとに取組を規定するものです。

※ 取組における区分の考え方は、以下のとおりとします。

継続	さっぽろ障がい者プラン2024から取り組んでおり、同様の事業内容で取り組むもの
拡充	さっぽろ障がい者プラン2024から取り組んでおり、事業内容を拡大・充実させて取り組むもの
新規	さっぽろ障がい者プラン2024では掲載されておらず、さっぽろ障がい者プラン2024改訂版において、初めて掲載するもの（事業開始時期によりません）

【さっぽろ障がい者プラン2024（障がい者計画）の施策体系】



【障がい福祉計画・障がい児福祉計画改定にあたっての考え方】

- 障がい者計画については、計画期間6年（2024年～2029年）であることから、さっぽろ障がい者プラン2024改訂版においても引き続き上記施策体系を継続します。
- 障がい福祉計画・障がい児福祉計画については、現行の計画期間が3年（2024～2026年度）であることから、国の基本指針や札幌市の実情を踏まえ、成果目標やサービス量見込みの見直しを行います。
- また、現行プラン策定から3年経過することに伴う状況変化等を反映するため、関係箇所の時点修正を行います。

現状認識

社会のあらゆる場面における障がい者を理由とする差別の解消を進めるため、様々な主体の取り組みと連携を図りつつ、障害者差別解消法の一層の浸透に向けた各種の広報・啓発活動を展開する必要があります。

2021年には障害者差別解消法が改正され、事業者による障がいのある方への合理的配慮の提供が法的義務化されました。行政機関等や事業者においては、事務・事業を行うに当たり、障がいのある方から何らかの配慮を求められた場合、過重な負担がない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮を行うことが求められます。

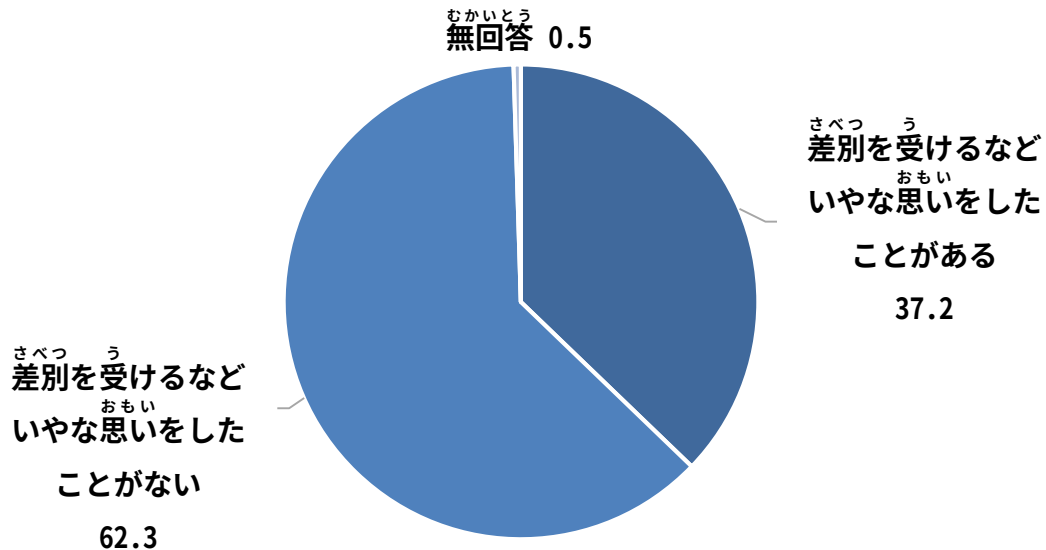
合理的配慮の提供にあたっては、障がいのある方と事業者との間の「建設的対話」を通じて相互理解を深め、ともに対応案を検討していくことが重要です。

障がいのある方が地域で安心して生活を送ることができるよう、成年後見制度の利用支援や障がいのある方の虐待防止、「障がいのある方の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」の適切な運用のほか、障がいのある方の権利侵害の防止に関する相談体制の充実等に取り組むことなど、障がいのある方の権利擁護のための取組を進めていくことが重要です。

● 2025年度札幌市障がい児者実態等調査結果 ●

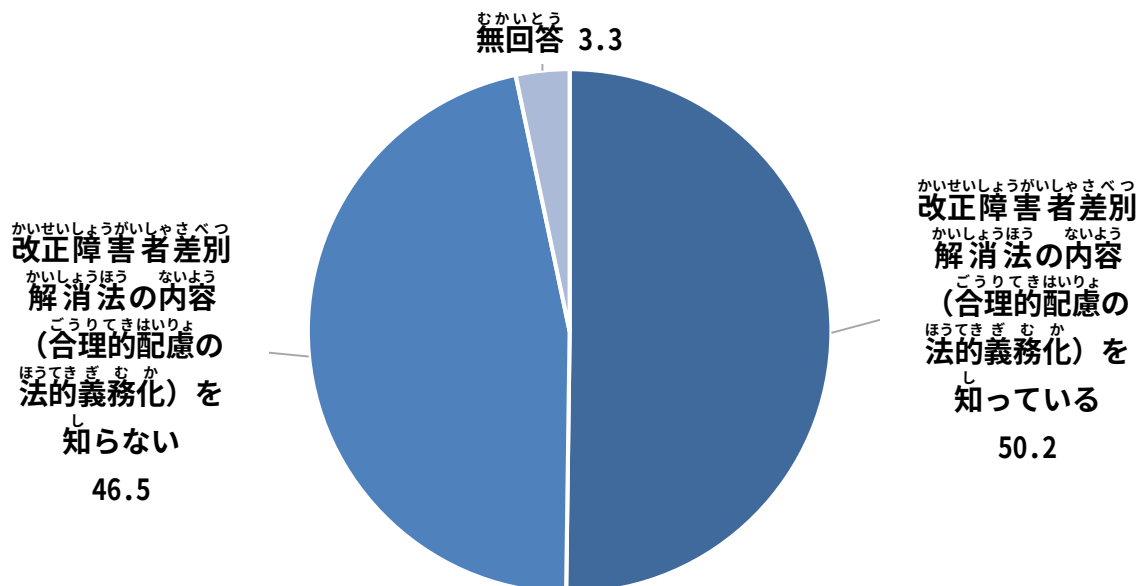
およそ4割近い障がい児に差別経験がある

障がい児における差別経験の有無（％）



企業における合理的配慮の法的義務化の認知度は5割程度

企業における改正障害者差別解消法の認知度（％）



現状認識

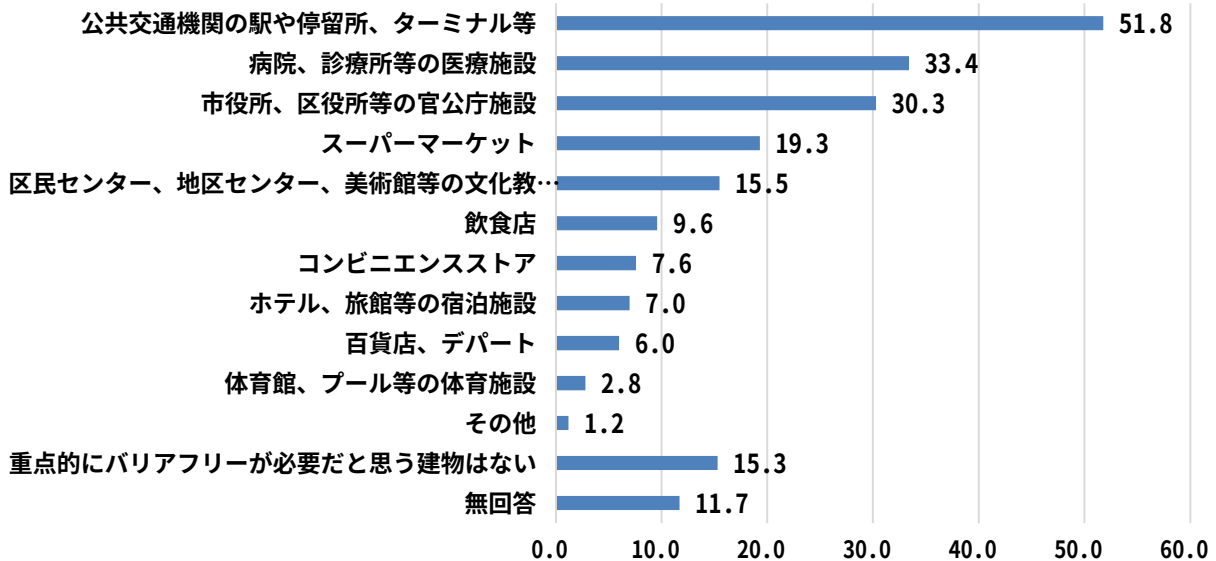
障がいのある方が地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、障がい当事者等の意見を踏まえ、アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進、障がいのある方が移動しやすい環境の整備、障がいのある方が安全に安心して生活できる住環境の整備などユニバーサル施策について総合的に推進する必要があります。

障がいのある方の生活環境の整備にあたっては、札幌市福祉のまちづくり条例により、行政が市民や事業者等とともに考えながら、障がいのある方を含むすべての市民が安心して、快適に暮らし、あらゆる社会活動に参加できる福祉のまちづくりを推進していくことが重要です。

2022年に策定した「札幌市バリアフリー基本構想2022」に基づき、駅を中心とした地区や公共施設等が集まる55の重点整備地区を主として、札幌市全域のバリアフリー化を推進する必要があります。

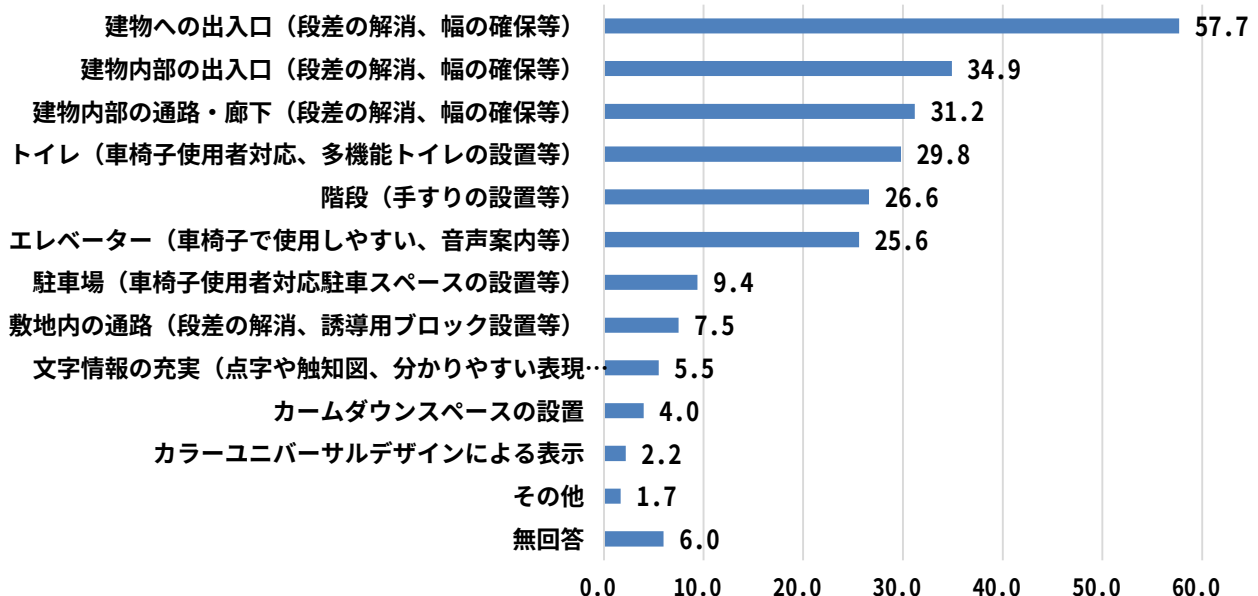
えき 駅や医療施設、官公庁施設におけるバリアフリー化のニーズが高い

バリアフリー化が必要な施設（％）



設備面では建物の出入口や通路などにおけるバリアフリー化が求められている

バリアフリー化が必要な設備（％）



現状認識

札幌市では、障がいの特性に応じた手段により、情報の取得やコミュニケーションしやすい環境の整備に向けて、2017年に「札幌市障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例（障がい者コミュニケーション条例）」を施行しており、この条例に基づき、障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用を促進することで、情報アクセシビリティの向上を推進するとともに、意思疎通支援を充実していく必要があります。

さらに2018年には「札幌市手話言語条例」を施行しました。条例では、手話は音声言語とは異なる語彙や文法体系を有し、手や指、体の動き、表情などにより表現される言語であると定めており、こうした認識を普及していくことが重要です。

国では2022年、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」が施行されたほか、2025年には「手話に関する施策の推進に関する法律」が施行されました。

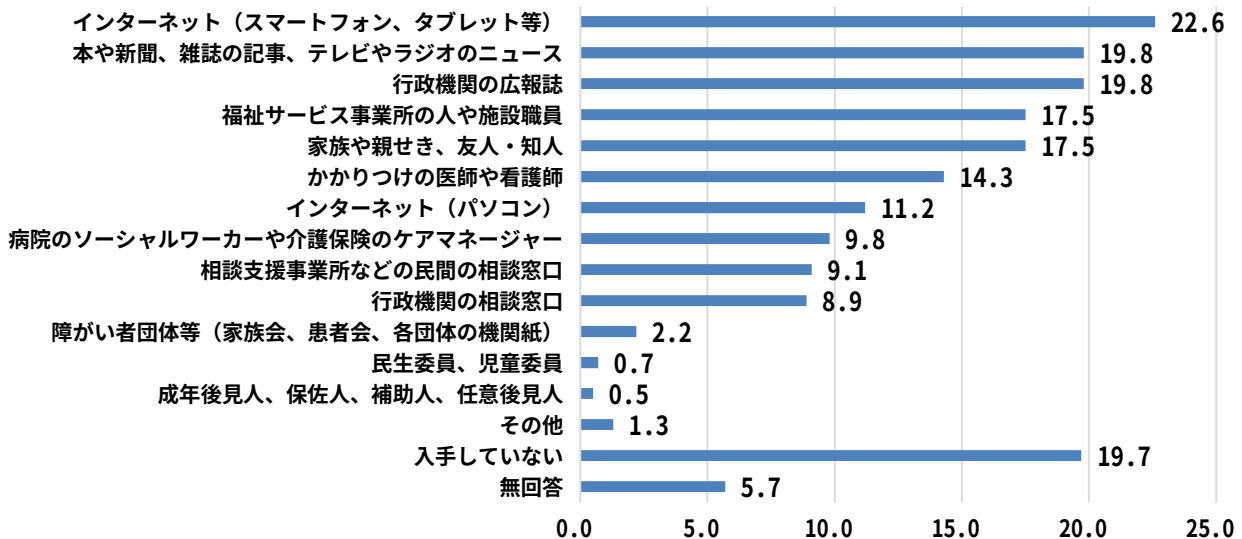
これらの法律に基づき、障がいのある方が必要な情報に円滑にアクセスし、意思疎通を行うことができるよう、様々な取組を通じて情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実を、一層進めて推進させていくことが重要です。

障がいのある方が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成・確保や支援機器の提供のほか、ヒアリングで寄せられた「障害福祉サービスについて、情報に辿り着くことが出来ないことがある。」といった意見に対応するためより分かりやすい情報伝達のため、IT機器の活用配慮した広報手段の拡充など、様々な障がいに配慮した情報提供等の取組を通じて意思疎通支援の充実を図る必要があります。

● 2025年度札幌市 障がい児者実態等調査結果 ●

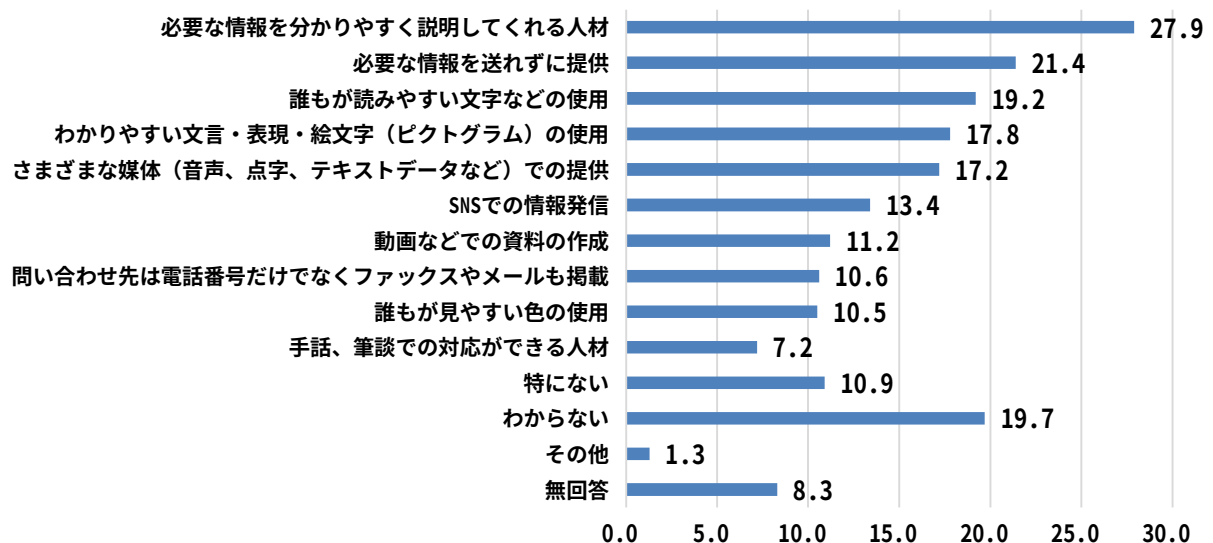
スマートフォン・タブレット等で情報取得する方が多い

障害福祉サービス等に関する情報の入手先（％）



障がいのある方における情報の取得を支援する人材の育成が必要

情報入手する上で必要とする配慮（％）



現状認識

誰もが互いにその個性や能力を認め合い、多様性が強みとなる社会の実現という理念にのっとり、全ての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合えるよう、障がいのある方に対する理解を一層深めていく必要があります。

障がいのある方が日常生活又は社会生活において受ける制限は、心身の機能の障がいのみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとする、いわゆる「社会モデル」の考え方にに基づき、障がいに対する理解を一層推進するとともに、特に学童期から、障がいに対する理解が深まるような取組を進めることが重要です。

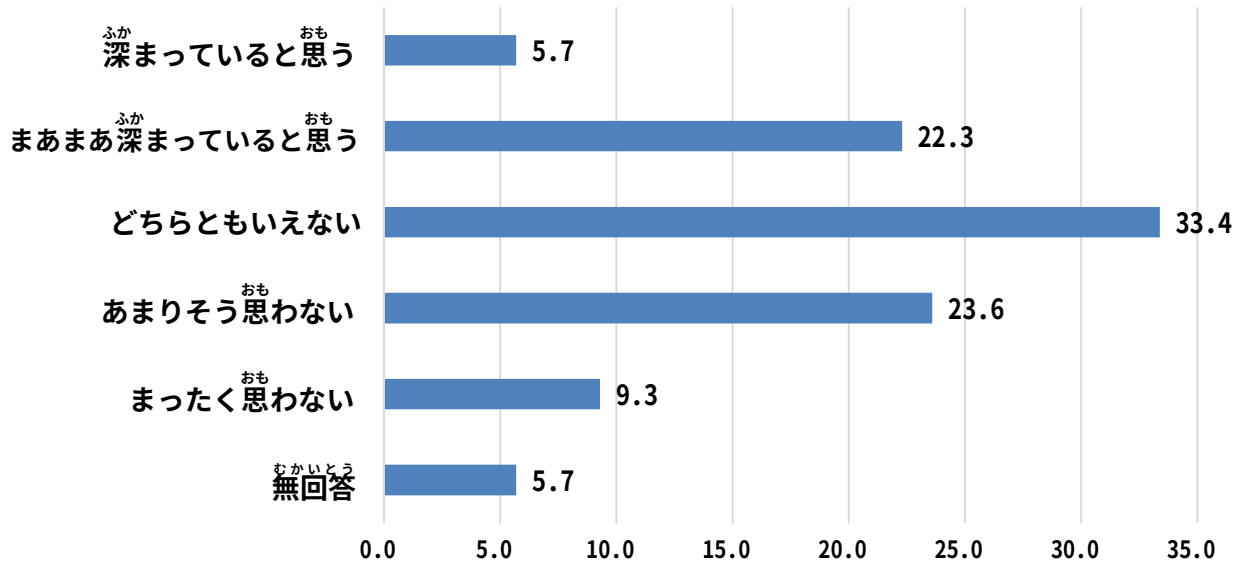
ヒアリングにおいて「内部障がいや難病など外見からは分かりにくい障がいについて、外出先や就労場所等で理解を得られないケースがある。」との障がい当事者の御意見がありました。障がい特性や必要な配慮等に関する理解の促進を図るとともに、「心のバリアフリー」への理解を深めるための取組を継続して進めていく必要があります。

地域住民等のボランティア活動に対する理解を深め、その活動を支援するよう努めるとともに、市民団体等の社会貢献活動に対する理解と協力を促進することが重要です。

● 2025年度札幌市障がい児者実態等調査結果 ●

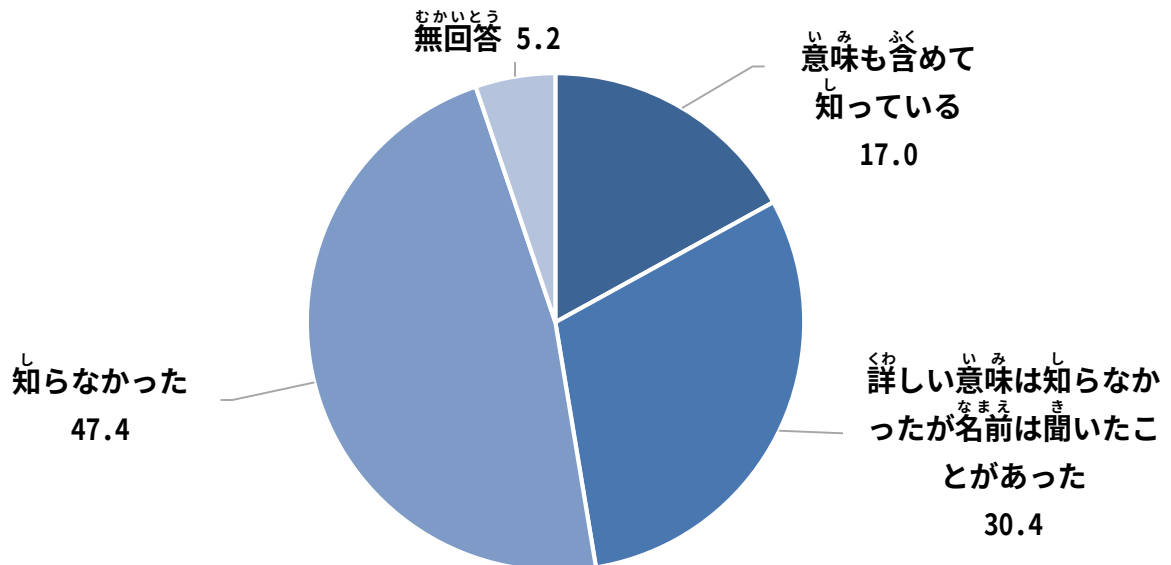
障がいのある方に対する市民の理解度は深まっているとは言えない

障がいのある方に対する市民の理解度（ % ）



市民の心のバリアフリーの認知は進んでいない

市民の心のバリアフリーの認知度（ % ）



現状認識

障がいのある方が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスの質の向上や経済的支援等に取り組むことが重要です。

障がいのある方が自らの決定に基づき、孤独・孤立に至らないよう身近な地域で相談支援を受けることができる体制を構築するため、様々な障がい種別、年齢、性別、状態等に対応し、総合的な相談支援を提供する体制を構築することが求められています。

ヒアリングでは「障がい当事者本人だけではなく、家族全体を支援する体制の拡充が求められる長期にわたりケアを担っている家族への支援の充実が必要である。」といった御意見が寄せられました。ケアラー・ヤングケアラーなど障がいのある方の家族等支援について、相談や障害福祉サービス等に関する情報提供を実施して必要な支援につなぐとともに、その負担軽減を図る観点も含め、障がいのある方の家事援助、短期入所等の必要なサービスの提供体制の確保に取り組む必要があります。

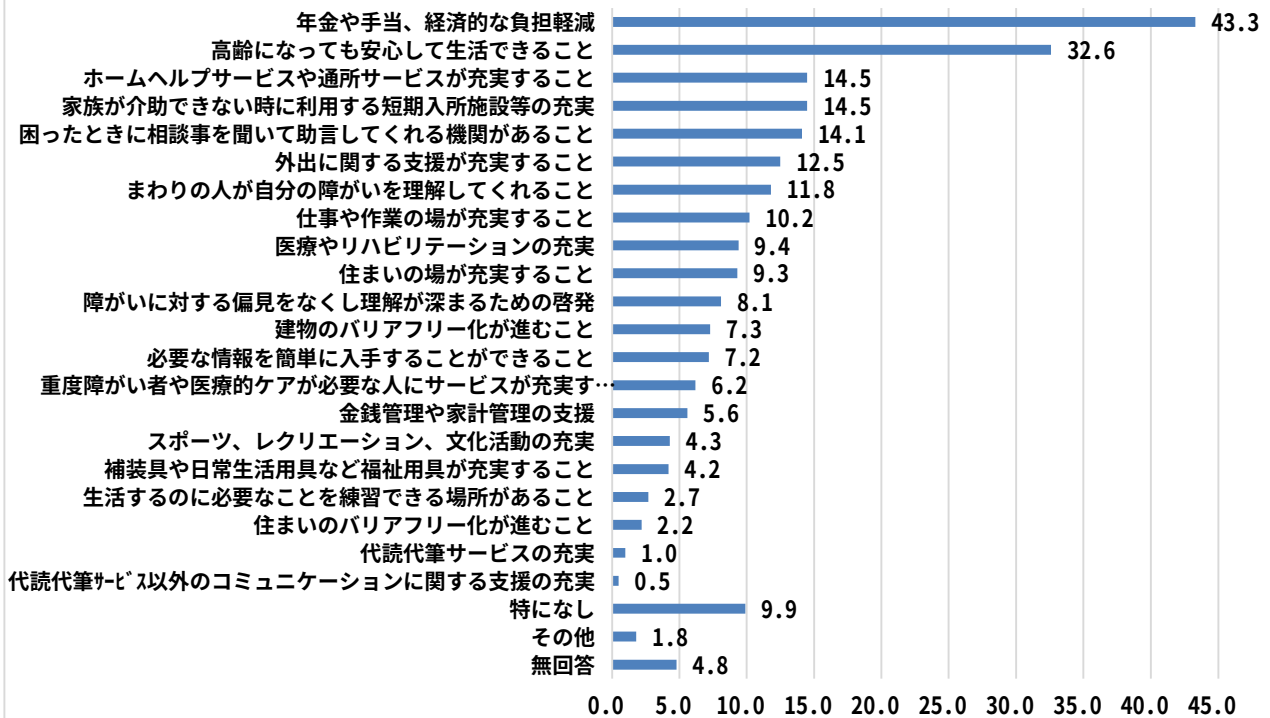
障害福祉サービスの質の向上の観点では、ヒアリングにおける「安心して支援を受けられる環境が整いにくくなっていると感じる。」といった御意見にあるように、相談支援事業所や各種障害福祉サービス事業所における人手不足に関する複数の御意見があったように、専門的な技術や知識を有する人材確保と人材育成が求められています。障害福祉サービスに対する魅力発信のほか、福祉分野で働く市職員の育成、障害福祉サービスを提供する事業者等に対する研修や新たな事業者指定の仕組みの導入等の取組を行っていく必要があります。

2026年4月に施行された「高次脳機能障害者支援法」では、外形上判断しづらく、その特性の理解も進んでいない高次脳機能障がいのある方への支援施策を実施することが地方公共団体の責務とされました。高次脳機能障がいの理解促進や、当事者の自立及び社会参加のための生活全般にわたる支援を、あらゆる段階で切れ目なく受けられる体制整備に取り組む必要があります。

● 2025年度札幌市障がい児者実態等調査結果 ●

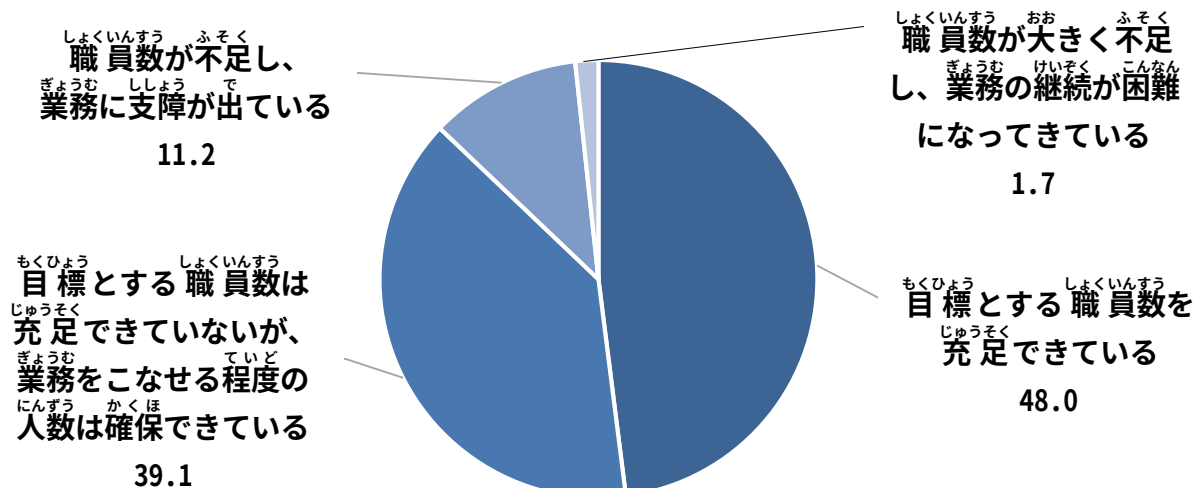
経済的な負担軽減のほか高齢になっても安心して生活できる環境が求められている

希望する生活をするために必要な事項（％）



およそ半数の事業所が目標とする職員数を充足できていない

事業所における職員数の充足状況（％）



現状認識

障がいのある方が必要な保健・医療サービスや医学的リハビリテーション等を、いつでも安心して受けることができるよう、地域における保健・医療提供体制の充実を図るとともに、障がいの重度化・重複化の予防やその対応に留意することが重要です。

子どもが健やかに育つよう、障がいの原因となる疾病や障がいの早期発見が図られる体制、きめ細かな相談を受けられる体制の整備が必要です。

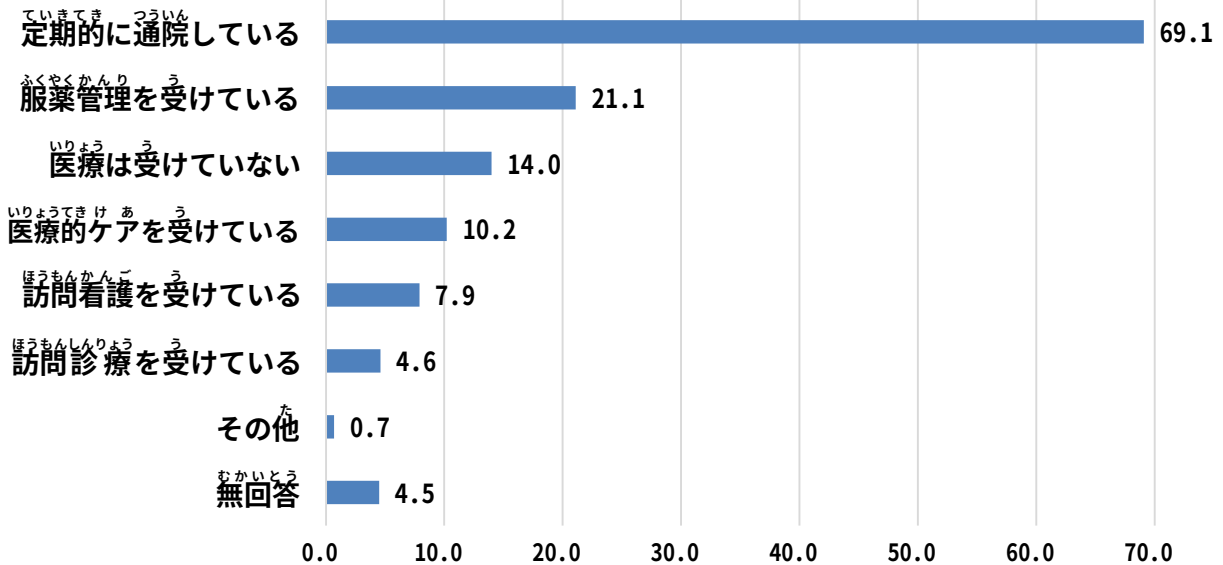
精神障がいのある方が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神科医療における救急医療体制の整備を図る必要があります。

2015年に施行された「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」に基づき、難病患者が地域で安心して療養しながら暮らし続けることができるよう、様々な支援ニーズを踏まえ、医療との連携を基本とした、それぞれの特性に応じたきめ細やかな対応など福祉サービスの充実を図っていく必要があります。

● 2025年度札幌市障がい児者実態等調査結果 ●

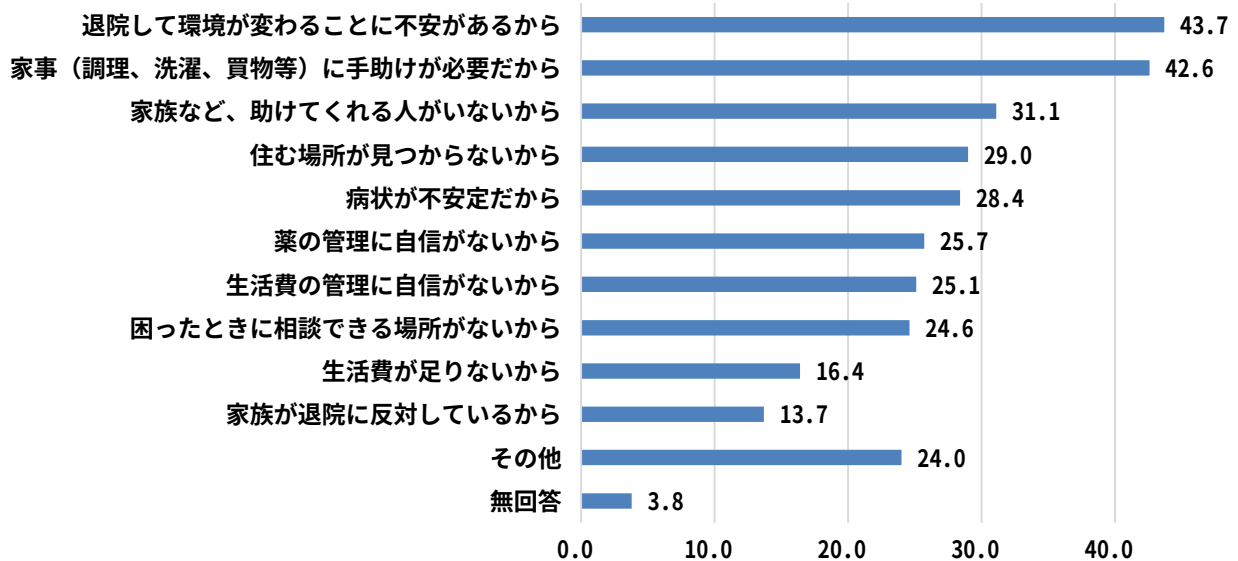
障がいのある方の多くは定期的に通院している

現在受けている医療の状況（％）



精神科病院入院患者は退院後の環境の変化や家事に不安を感じている

精神科病院入院患者が退院したくない理由（％）



現状認識

障がいのある方が地域において、安全・安心に暮らすことができるよう、地域の団体、事業者、行政等の連携のもと、様々な防災対策を講じて、災害等に強い地域づくりを推進していくことが重要です。

災害対策基本法の改正（2021年）により、避難行動要支援者名簿の掲載者について、個別避難計画の作成が市町村の努力義務となりました。災害発生時における障がい特性に配慮した適切な情報保障や福祉避難スペースを含む避難所や要配慮者二次避難所（福祉避難所）の確保に向けた取組を推進するとともに、避難行動要支援者名簿等を活用した障がいのある方に対する避難支援体制を整備していくことが求められています。また、避難所において障がいのある方が障がい特性に応じた支援と合理的配慮を得ることができるようにすることが必要です。

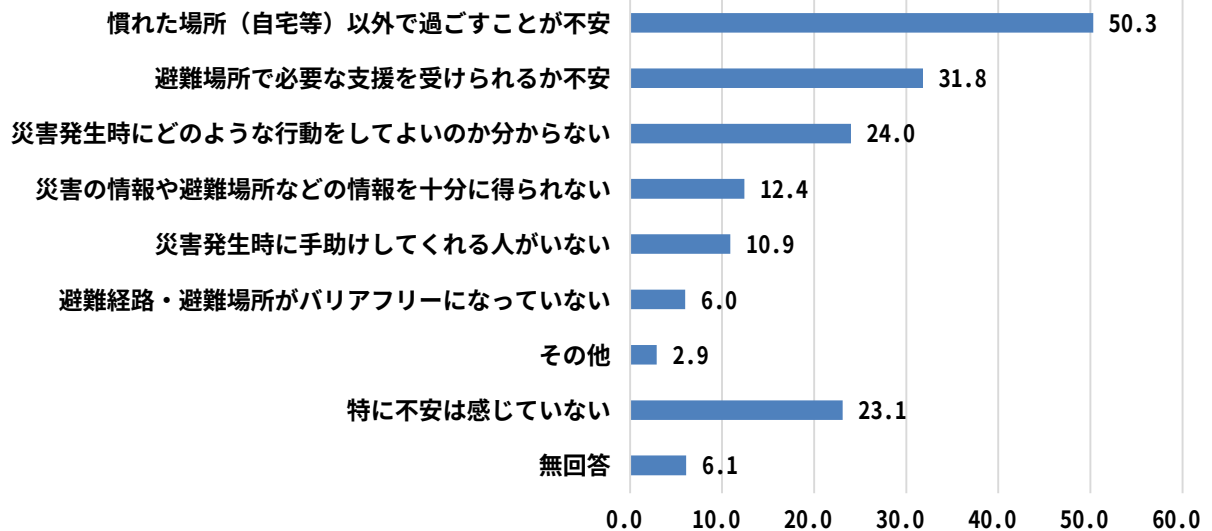
障がいのある方が冬期間も安心して生活できるよう、除排雪などの取組を推進することが求められています。

地域の見守りや支え合いなどを通じて、障がいのある方を犯罪被害や消費者被害から守り、防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた取組を推進するとともに、障がいのある方の孤独・孤立を防ぐ取組が求められています。

● 2025年度札幌市障がい児者実態等調査結果 ●

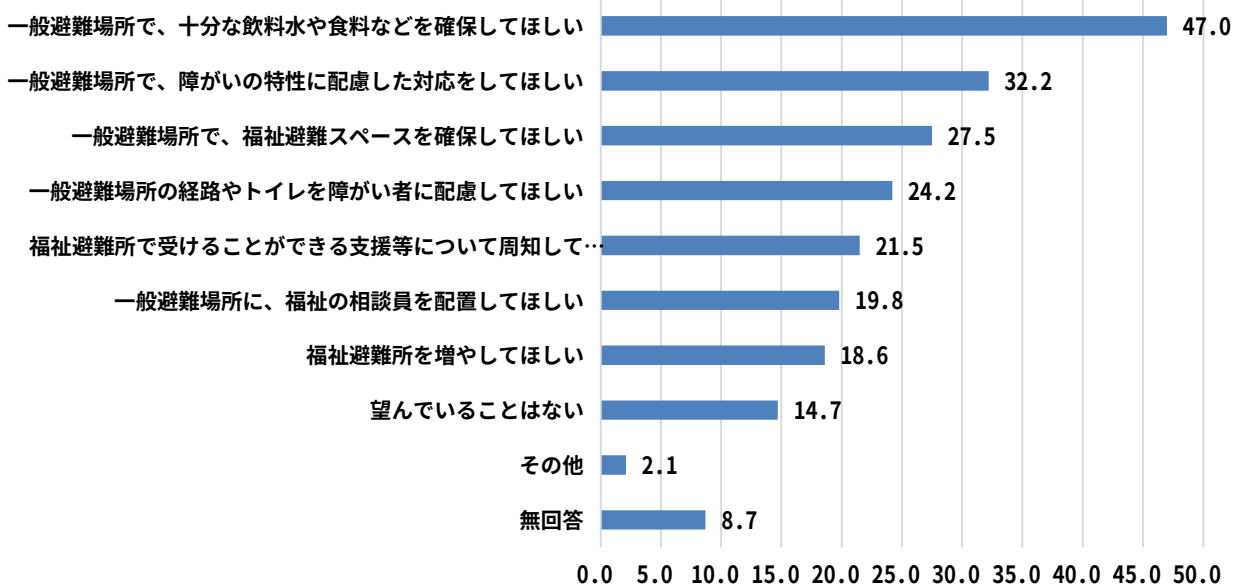
自宅等の慣れた場所以外で過ごすことに不安を感じている方が最も多い

防災における不安（％）



避難場所では食料等のほか、障がいの特性や程度に配慮した対応が求められている

避難場所への要望（％）



現状認識

医療的ケアを必要とする子どもや重度・重複障がいのある子どもを含む障がいのある子どもが、幼稚園、保育所、児童会館などにおいて、必要な支援を受けながら障がいのない子どもとともに過ごせるような体制づくりに努める必要があります。

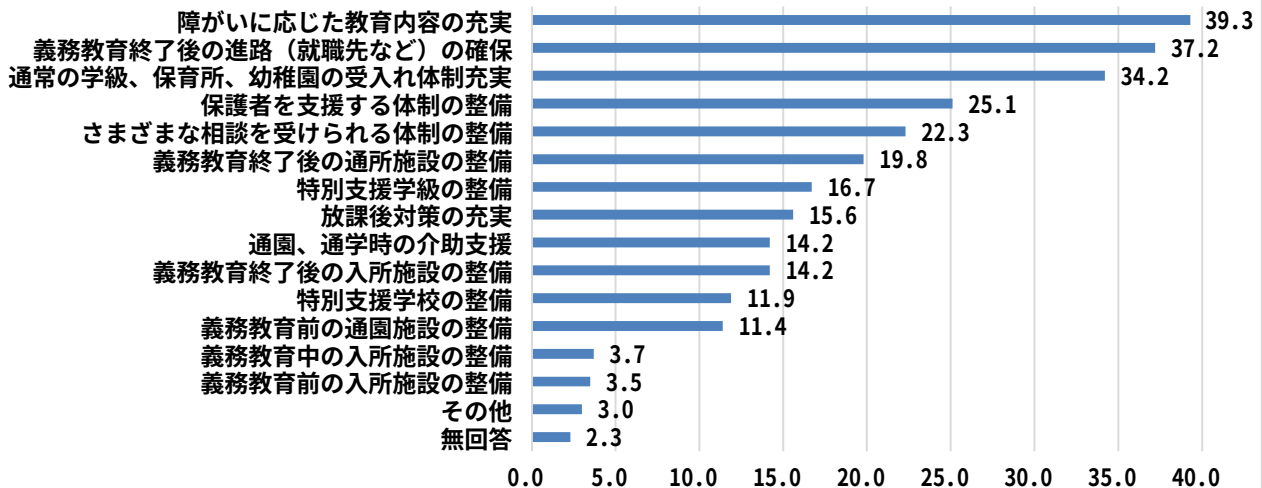
2021年に施行された~~は~~、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）」が施行され~~て~~は、医療的ケア児及びその家族に対する支援施策を実施することが地方公共団体の責務とされ、~~その後2026年には支援対象の拡大等を盛り込んだ法改正が予定されています。ました。~~こうした支援を必要とする子ども等や子育てに不安を抱える家族の心情に寄り添いつつ、多様化するニーズを踏まえ、関係機関が連携の上、個々の子ども等の状態やライフステージに応じた切れ目ない支援に取り組む必要があります。

障がいのある子どもが学校において合理的配慮の提供を受けながら、適切な指導や必要な支援を受けられるようにすることが大切です。また、住み慣れた地域でも一人一人のニーズに応じた適切な支援が受けられ、孤立することなく、社会の一員として、包み支え合う環境づくりを進める必要があります。

2025年度札幌市障がい児者実態等調査結果

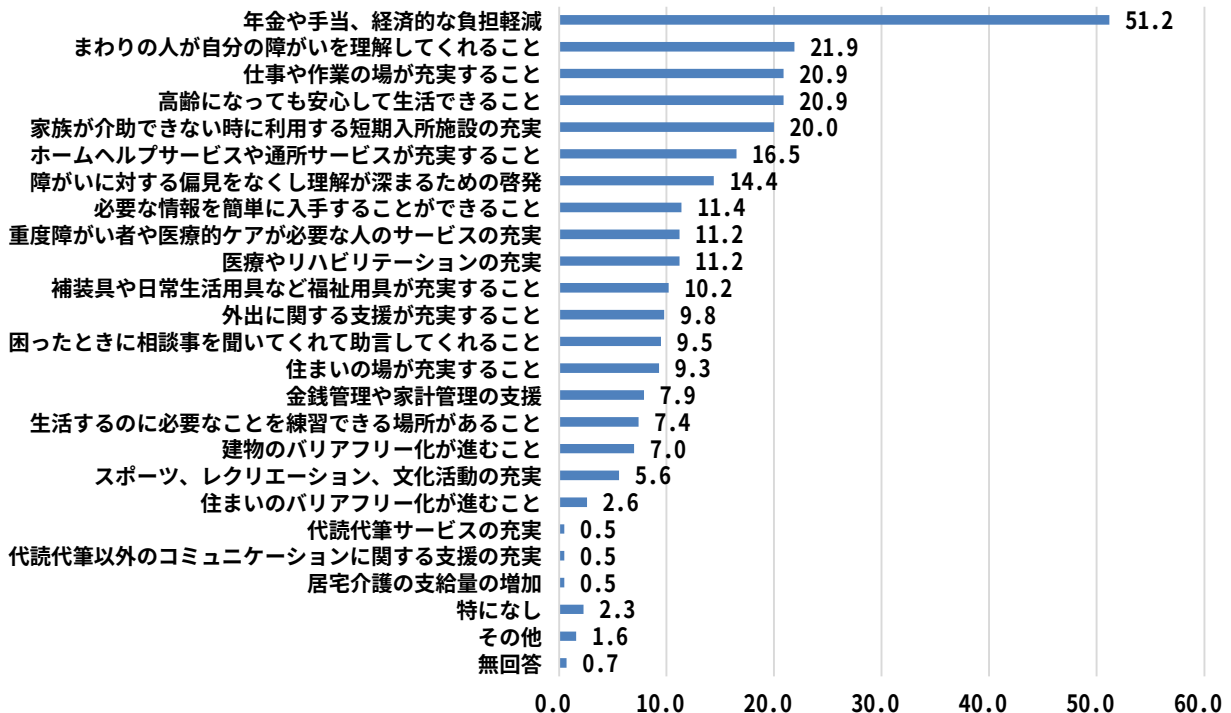
障がいに応じた教育内容の充実のほか義務教育終了後の進路の確保が求められている

今後の教育や療育において注力すべき事項（％）



希望する生活をする上で経済的な負担軽減が求められている

障がい児や家族が希望する生活をするために必要な事項（％）



現状認識

障がいがある方が地域で質の高い自立した生活を営むためには就労が重要であるとの考え方の下、働く意欲のある方がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会を確保する必要があります。

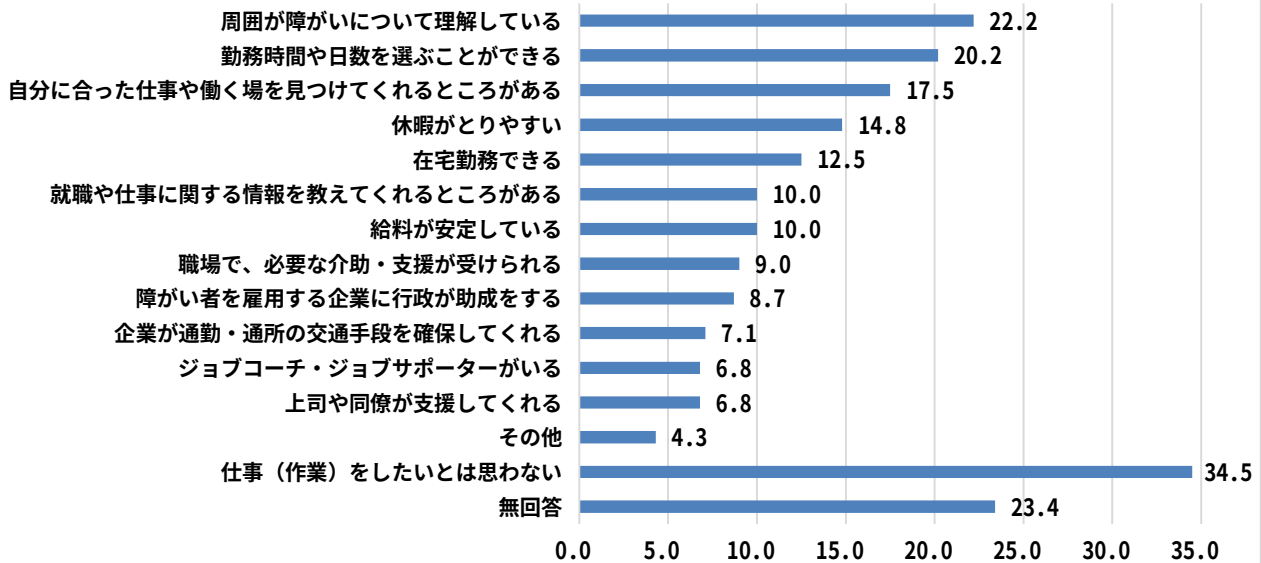
障がい者雇用の促進に向けては、国の障がい者雇用施策を中心に、関係機関が連携して取り組む必要があり、障がいのある方が当たり前に働けるよう、企業等に対する障がい者雇用に関する情報提供の充実や理解の促進など、雇用の場の確保に向けた取組が求められています。

就労支援事業所などの福祉的就労の場の充実や、工賃水準の向上が求められています。また、一般就労をした障がいのある方の職場定着に向けて、就業面や生活面からの一体的な支援を行うとともに、地域の就労支援機関と連携をしながら、継続的な職場定着支援を行うことが必要です。

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」に基づき、地方公共団体は、障がい者就労施設等で就労する障がいのある方の自立の促進に資するため、障がい者支援施設等の受注機会の増大を図るための取組を推進することが求められています。

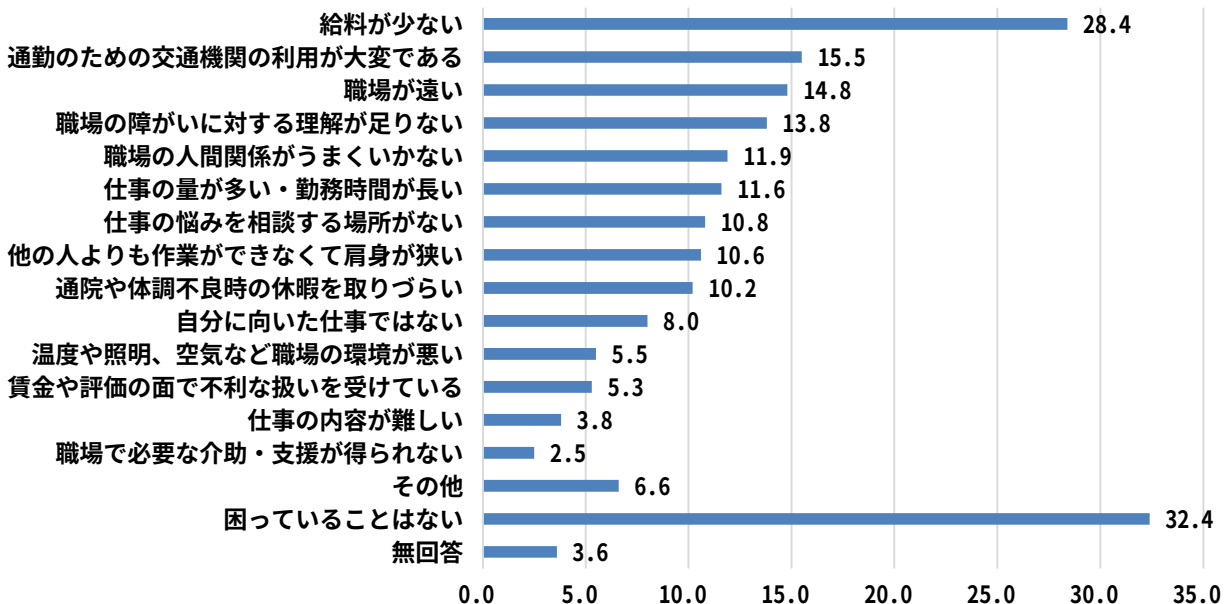
周囲の障がい理解のほか、勤務時間や日数の柔軟な対応が必要とされている

仕事を始めるために必要な事項（％）



仕事を続けていく上では給与のほか、職場の障がい理解の向上が求められている

仕事を続ける上での困りごと（％）



現状認識

障がいのある方が、自らの意思と選択によって、ライフステージに応じ、それぞれの興味・関心、生活領域に応じ、様々な活動や学習を続けていくことが重要です。

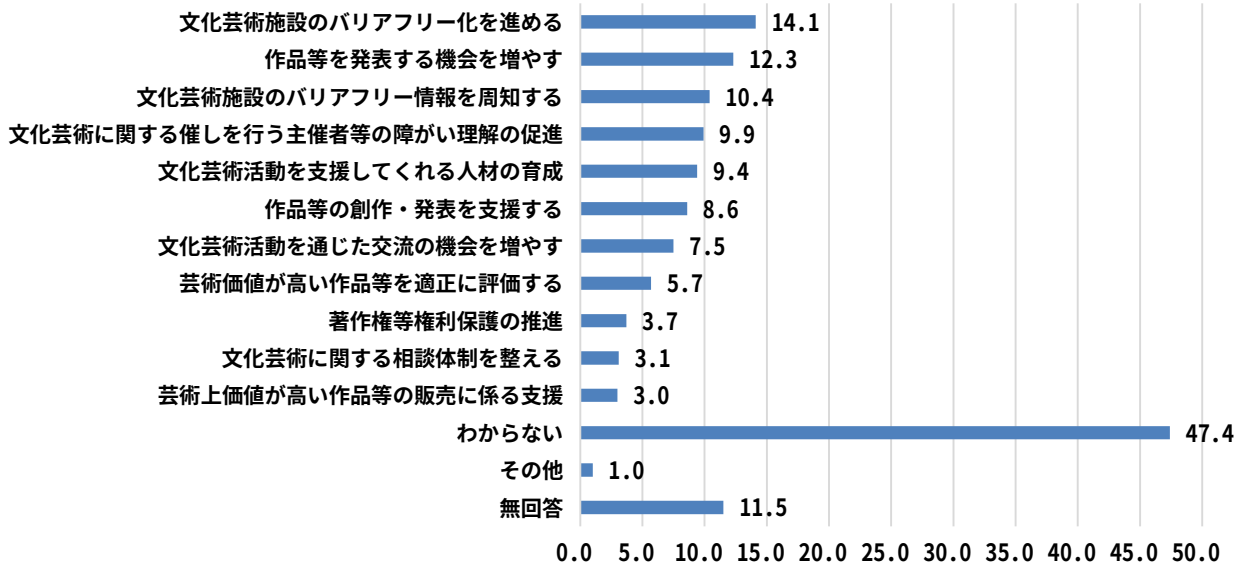
「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(障害者文化芸術推進法)」の施行(2018年)を契機として、全ての障がいのある方の芸術及び文化活動への参加を通じて、その生活と社会を豊かにしていくことが求められています。また、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)」の施行(2019年)により、障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現が求められています。

障がい者スポーツについては、札幌市でも一部の競技が実施された2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会における心のバリアフリーの普及拡大などのレガシーを継承するとともに、**冬季オリンピック・パラリンピック競技大会の招致を表明している札幌市においても、この機を捉え**障がいの有無にかかわらず、誰もが障がい者スポーツに親しめる機会をつくる必要があります。

障がいのある方が文化芸術活動やスポーツ等を行う際には、必要となる配慮や支援が提供される環境の整備が求められます。また、活動を通じて、障がいのある方と障がいのない方が交流し、障がいのある方に対する理解を深めることが重要です。

文化芸術施設のバリアフリー化や作品等を発表する機会等の支援が求められている

文化芸術活動の推進に必要な事項（％）



読書に興味を持てる機会づくりが必要

読書の推進に必要な事項（％）

